

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員		2項職員 円	3項職員 円	4項職員 円
	1種	2種			
1年未満	円 370,400	円 310,000	円 51,600	円 30,000	円 50,000
1年以上2年未満	370,400	310,000	51,600	30,000	50,000
2年以上3年未満	370,400	310,000	51,600	30,000	50,000
3年以上4年未満	370,400	310,000	51,600	30,000	50,000
4年以上5年未満	370,400	310,000	51,600	30,000	50,000
5年以上6年未満	370,400	310,000	51,600	30,000	50,000
6年以上7年未満	370,400	310,000	49,800	30,000	50,000
7年以上8年未満	370,400	310,000	48,000	30,000	50,000
8年以上9年未満	370,400	310,000	46,200	30,000	50,000
9年以上10年未満	370,400	310,000	44,400	30,000	50,000
10年以上11年未満	370,400	310,000	42,600	25,000	
11年以上12年未満	370,400	310,000	40,800	20,000	
12年以上13年未満	370,400	310,000	39,000	15,000	
13年以上14年未満	370,400	310,000	37,200	10,000	
14年以上15年未満	370,400	310,000	35,800	5,000	
15年以上16年未満	370,400	310,000	34,400		
16年以上17年未満	366,400	306,700	33,000		
17年以上18年未満	362,400	303,400	31,600		
18年以上19年未満	358,400	300,100	30,200		
19年以上20年未満	354,400	296,800	28,800		
20年以上21年未満	350,400	293,500	27,400		
21年以上22年未満	336,400	281,500	26,800		
22年以上23年未満	320,400	268,000	26,200		
23年以上24年未満	303,900	254,500	25,200		
24年以上25年未満	287,400	241,000	24,600		
25年以上26年未満	270,900	227,500	24,000		

26年以上27年未満	251,400	210,500	23,400		
27年以上28年未満	231,900	193,500	22,800		
28年以上29年未満	212,400	176,500	22,000		
29年以上30年未満	192,900	159,500	21,700		
30年以上31年未満	172,400	142,000	21,300		
31年以上32年未満	151,900	124,500	20,700		
32年以上33年未満	131,400	107,000	19,800		
33年以上34年未満	109,900	87,000	18,900		
34年以上35年未満	88,400	67,000	18,200		

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	4項職員
1年未満	円 36,100	円 35,000
1年以上2年未満	36,100	35,000
2年以上3年未満	36,100	35,000
3年以上4年未満	36,100	35,000
4年以上5年未満	36,100	35,000
5年以上6年未満	36,100	35,000
6年以上7年未満	34,900	35,000
7年以上8年未満	33,600	35,000
8年以上9年未満	32,300	35,000
9年以上10年未満	31,100	35,000
10年以上11年未満	29,800	
11年以上12年未満	28,600	
12年以上13年未満	27,300	
13年以上14年未満	26,000	
14年以上15年未満	25,100	
15年以上16年未満	24,100	
16年以上17年未満	23,100	
17年以上18年未満	22,100	
18年以上19年未満	21,100	
19年以上20年未満	20,200	

20年以上上21年未満	19, 200	
21年以上上22年未満	18, 800	
22年以上上23年未満	18, 300	
23年以上上24年未満	17, 600	
24年以上上25年未満	17, 200	
25年以上上26年未満	16, 800	
26年以上上27年未満	16, 400	
27年以上上28年未満	16, 000	
28年以上上29年未満	15, 400	
29年以上上30年未満	15, 200	
30年以上上31年未満	14, 900	
31年以上上32年未満	14, 500	
32年以上上33年未満	13, 900	
33年以上上34年未満	13, 200	
34年以上上35年未満	12, 700	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号(第3号を除く。)の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。